

# 千葉地裁は農地取り上げの強制執行を認めるな！

## 千葉地裁に宛てた

### 要望書にご協力を！



最高裁は、千葉県成田市で有機農業を営む市東孝雄さんに農地明け渡しを命ずる不当決定を下しました。強制執行が迫る緊迫の中、市東さんは新たに「執行は許されない」という裁判(請求異議裁判)を起こし、2年に渡って執行を止めてきました。

その判決が12月20日に下されます。成田空港会社が、強制的に農民から農地を奪うなど許されません。

判決に向けて、「強制執行を許可するな！」の声を厚くする要望書提出にご協力下さい。

## 2年にわたる裁判で権利濫用は明らか

請求異議裁判は2年にわたって弁論を重ね、4人の証言と2人の専門家による補佐人陳述が行われました。

そして空港会社の強制執行権の行使は、権利濫用の5つの類型にことごとく該当することを明らかにしました。

①自己の以前の行為に矛盾・抵触する(最終意見遵守の公約破棄)

②過酷な執行(営農基盤の破

壊と人生を奪う)

③加害目的の執行(見せしめ執行)

④社会正義に反する(生存的基本権、営農権など)

⑤不誠実な手段によって取得した権利の行使(秘密売買による所有権の移動など)

したがって、千葉地裁が農地取り上げの強制執行を認めることは絶対に許されません。

#### 「営農権」「生存権的財産権」を侵害する過酷執行は許されない

農民には営農を行うにあたり、強い憲法的保障、すなわち「営農権」と呼ぶべき基本的権利が保障されなければならない。

市東さんの魂とも言える農地を奪うことは、憲法13条の人間の尊厳を否定するきわめて重大な憲法違反だ。



#### 市東さんの有機農業と産直型協同性を破壊するものだ



市東さんの農地と農業は、廃業の危機に瀕する日本の農家・農業の再生展望からしても潰してはならない。

強制執行による有機農業と産直型協同性の破壊は、市東さんの人生そのものの否定であり、認めてはならない。

#### 要望書の送り先はこちら

要望書は、11月19日をはじめとした提出行動で、千葉地裁にまとめて出したいと思います。

裁判所に直接送るのではなく、下記の住所までなるべく

早く送っていただきますようお願いいたします。

〒286-0102

千葉県成田市天神峰63 市東方  
三里塚芝山連合空港反対同盟

三里塚芝山連合空港反対同盟 (連絡先) 千葉県成田市天神峰63 市東方  
TEL: 0476-35-0087 <http://www.sanrizuka-doumei.jp/>

## 不当きわまる農地取り上げ

市東孝雄（しどうたかお）さんは千葉県成田市の専業農家です。父親の死後、農業を受け継ぎ、1999年から有機完全無農薬の野菜づくりをしています。

ところが2003年、成田空港会社（NAA）から突然、畑の明け渡しを求められ、2006年から裁判を闘っています。

裁判は、訴えを起こしたNAAの違法・不当が次々と明らかになりましたが、一审・多見谷判決は、事実をねじ曲げて農地取り上げを認め、高裁、最高裁もこれを踏襲しました。

しかし、最高裁で判決が確定しても、その執行が著しく社会正義に反していれば、停止して裁判（請求異議裁判）で争うことができるのです。

## 市東さんの農地を守ろう

これまで署名をはじめ、多くの皆さんの協力を得て裁判を闘ってきました。

しかし、「国策裁判」との闘いは、裁判内容の正義性に加えて、社会的な力がもっと必要です。ぜひ要望書提出にご協力をお願いいたします。



①作業場 ②農機具置き場 ③離れ ④育苗ハウス二上の写真Bに位置しています。これらも取り上げ対象になっています

写真①～④のように、母屋の反対側に畑を含め営農に必要なものすべてがあります。これらを奪われて、母屋だけでは農業は成り立ちません

## 農地は農民の命

私の農地は、3代 100 年近く耕作を続けています。戦後の農地解放で自作地になって当然だったのに、父の復員が遅れたことで残存小作地になりました。

それをNAAが秘密のうちに地主から買収しました。小作権者に黙って売買するのは、違法・無効です。

NAAが明け渡しを求めている土地は1万3千平方㍍以上で、私が耕作する農地面積の73%です。取られたら、私にとって致命的な打撃です。お金を積めば出て行くというのは、農民を愚弄（ぐろう）する考え方です。

## 大切なのはウソをつかないこと

農業を始めて一番苦労したのは土作りです。表土をもっていけば、別の場所でも同じ野菜が作れるわけではありません。土壤は生き物です。

有機農業、産直運動で一番肝心なのは、うそをつかないこと

## 千葉地裁包囲行動

11月19日（月）

午前9時 千葉市中央公園集合

～デモ～地裁包囲行動

午前10時30分 耕作権裁判

市東さんの証言（抜粋）



市東孝雄さん

です。露地栽培を基本とし、化学肥料・農薬は一切使わず、旬の野菜を届け、会員の健康に責任をもちます。これこそ自分の生きる道、日本農民の進むべき道だと強く確信しています。農地を取られることは、農民としての自分の命を取られることと同じです。

## 裁判長は正義貫け

国とNAAは、私が「騒音を承知で帰ってきた」と言いますが、B滑走路ができたのは私が戻ったあとです。親が亡くなり、帰ってきて農業をやることのどこが悪いんですか。

「強制手段をとらない」と公約しながら、それを踏みにじってNAAが強制執行するのは、誰が見ても違法です。許可するなら裁判所の自殺行為です。裁判長は正義を貫いていただきたい。

## 請求異議裁判判決

12月20日（木）

正午 千葉市中央公園集合

～デモ

午後2時 判決 千葉地裁